

証券コード 9747

株式会社アサツー ディ・ケイ

第61回

定時株主総会招集ご通知



開催概要

日 時

平成28年3月30日(水曜日)午前10時
(受付開始午前9時30分)

場 所

東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー 4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

末尾の「第61回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の賞与額決定の件 |
| 第8号議案 | 株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件 |

(証券コード 9747)
平成28年3月9日

株主各位

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
株式会社アサツー ディ・ケイ
代表取締役社長・グループCEO 植野 伸一

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁および4頁のご案内に従って、平成28年3月29日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日） 午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号 虎ノ門ヒルズ森タワー4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

※ 昨年より株主総会終了後の株主懇談会の開催は取り止めとさせていただいておりますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第61期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |

第7号議案
第8号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与額決定の件
株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

4. 議決権行使に関する決定事項

- (1) 議決権行使書の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を行使された場合は、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネット等によるものを有効な議決権の行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後のものを有効な議決権の行使として取り扱わせていただきます。

5. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.adk.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.adk.jp>）に掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のご案内に従って議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日 時 平成28年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

場 所 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー4階 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

議決権行使書の郵送による場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。ご押印は不要です。

行 使 期 限 平成28年3月29日（火曜日）午後5時到着分まで

電磁的方法（インターネット等）による場合



パソコン、携帯電話またはスマートフォンから以下の議決権行使ウェブサイト
にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧のうえ、議決
権行使コードおよびパスワードをご入力いただき、画面の案内に従い議決権を行
使してください。

（2次元コード読取機能付の携帯電話を利用して2次元コード
を読み取り、「議決権行使ウェブサイト」にアクセスすること
も可能です。）



行使期限 平成28年3月29日（火曜日）午後5時まで

議決権行使ウェブサイト <http://www.tosyodai54.net>

※ 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただく際の電話代等の通信料金
とプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますことをご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先	
株主名簿管理人	東京証券代行株式会社
電 話	0120-88-0768 （フリーダイヤル）
受付時間	午前9時～午後9時

■ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用について

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申
し込まれた場合には、上記のほか当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、継続的な企業価値の向上にとって不可欠な要素であり、重要な経営課題の一つであると認識しております。今般、当社の取締役会の監督機能の向上とこれによるコーポレート・ガバナンスの更なる強化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行したく存じますので、それに伴い所定の変更を行うとともに、あわせて文言の整理等を行いたく、お願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (省略) (会社の機関)	第1条～第3条 (現行どおり) (会社の機関)
第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条～第17条 (省略)	第5条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員数)	第4章 取締役および取締役会 (員数)
第18条 当社に取締役3名以上をおく。	第18条 当社に取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> 3名以上、 <u>監査等委員である取締役3名以上</u> をおく。

現行定款	変更案
<p>(選任方法) 第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法) 第19条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令または定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当該退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第21条 取締役会は取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長その他の名称を付した取締役を定めることができる。</p> <p>3. (省略)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2. (省略)</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第21条 取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長その他の名称を付した取締役(いずれも、監査等委員である取締役を除く。)を定めることができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第27条 (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当会社に監査役3名以上をおく。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、同人が職務を行うにつき善意かつ無重過失である場合に限り限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(監査等委員会の招集通知)
(新 設)	第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
	(監査等委員会の決議方法)
(新 設)	第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。
	(監査等委員会規則)
(新 設)	第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
	第6章 計算
第37条 (省略)	第32条 (現行どおり)
第38条 (省略)	第33条 (現行どおり)
第39条 (省略)	第34条 (現行どおり)
第40条 (省略)	第35条 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、現任取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案の効力の発生を条件として、発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

う え の し ん い ち
植野 伸一

(昭和29年2月17日生)

再任



所有する当社株式の数
16,331株

取締役会への出席状況
15回中15回（100%）

略歴、地位および担当

昭和51年4月 当社入社
平成17年1月 当社執行役員
平成20年3月 当社取締役執行役員
平成24年3月 当社取締役常務執行役員
平成25年3月 当社代表取締役社長・グループCEO（現任）

重要な兼職の状況

東京広告業健康保険組合 理事長

候補者番号

2

な かい のりゆき
中井 規之

(昭和36年9月19日生)

再任



所有する当社株式の数
2,100株

取締役会への出席状況
11回中11回 (100%)

略歴、地位および担当

平成元年8月 当社入社
平成23年4月 当社執行役員
平成27年3月 当社取締役執行役員
平成28年1月 当社取締役執行役員 経営企画本部担当 兼 人事・ガバナンスセンター担当 (現任)

重要な兼職の状況

—

候補者番号

3

スチュアート・ニーシュ
Stuart Neish

(1963年9月21日生)

再任



所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
15回中15回 (100%)

略歴、地位および担当

1988年3月 スコットランド勅許会計士登録
1991年6月 英国Deloitte シニア監査マネージャー
1994年1月 WPP Group plc入社 関連会社・ジョイントベンチャー財務責任者
2006年6月 WPP Group (Asia Pacific) Ltd. Director (現任)
2011年3月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

WPP International Holding B.V. Managing Director
WPP Group (Asia Pacific) Ltd. Director

候補者番号

4

き ど ひであき
木戸 英晶

(昭和25年4月23日生)

再任

独立役員

社外

略歴、地位および担当

昭和 49年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
平成 11年 4月 伊藤忠インターナショナル会社 Vice President & General Manager (米国)
平成 13年 6月 株式会社スター・チャンネル 代表取締役副社長
平成 15年 3月 株式会社ジャパン・エンターテイメント・ネットワーク 代表取締役社長
平成 20年 6月 JSAT株式会社 執行役員専務 兼 宇宙通信株式会社 取締役・COO
平成 21年 4月 スカパーJSAT株式会社 執行役員専務 兼
株式会社スカパー・エンターテイメント 代表取締役社長
平成 23年 6月 株式会社IMAGICAティーヴィー 取締役会長 (現任)
平成 24年 3月 当社社外取締役
平成 27年 3月 当社社外取締役・取締役会議長 (現任)



所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
15回中15回 (100%)

重要な兼職の状況

株式会社IMAGICAティーヴィー 取締役会長
株式会社イマジカ・ロボットホールディングス 顧問
早稲田大学国際情報通信研究科 招聘研究員
一般社団法人衛星放送協会 理事

候補者番号

5

う え む ら
植村よ し き
好貴

(昭和29年7月15日生)

新任



所有する当社株式の数
7,500株

略歴、地位および担当

- 昭和61年11月 第一企画株式会社入社
 平成17年1月 当社クリエイティブセンターバイスプレジデント
 平成17年6月 当社クリエイティブセンタープレジデント
 平成18年1月 当社第2クリエイティブ本部長
 平成19年1月 当社クリエイティブディビジョンリーダー
 平成19年4月 当社執行役員 クリエイティブディビジョン担当
 平成20年3月 当社取締役執行役員 クリエイティブ部門担当
 平成22年3月 当社取締役執行役員 クリエイティブ部門担当 兼 プランニング部門担当
 平成23年1月 当社取締役執行役員 統合ソリューションセンター担当
 平成24年1月 当社取締役執行役員 営業総括（支社）担当 兼 購買マネジメント本部担当
 平成25年3月 当社上席執行役員 営業総括（支社）担当 兼 購買マネジメント本部担当 兼 東日本ネットワーク本部担当
 平成26年1月 当社執行役員 アカウント・マネジメントセンター（支社）担当 兼 プロセスマネジメント本部担当
 平成28年1月 当社執行役員 国内基幹事業セクター担当（現任）

重要な兼職の状況

—



所有する当社株式の数
500株

略歴、地位および担当

- 平成 4 年 8 月 プライスウォーターハウス アトランタ事務所入所
 平成 7 年 7 月 ペプシコインク (ニューヨーク、ワールドヘッドクウォーター) 入社
 平成 9 年 9 月 日本パラメトリック・テクノロジー株式会社 コントローラー
 平成11年 6 月 WPP Group plc ファイナンシャル・コントローラー
 WPP International Holding B.V. 取締役
 Research International Japan 取締役CFO
 Ogilvy & Mather Japan CFO
 平成16年 2 月 KVH株式会社 最高財務責任者CFO
 平成18年 4 月 同社 オペレーション本部 執行役員
 平成20年 3 月 同社 通信事業本部 執行役員
 平成21年 4 月 同社 最高執行責任者COO
 平成22年 8 月 Colt・MarketPrizm (KVH姉妹会社ロンドンオフィス駐在) CFO
 平成25年 7 月 MarketPrizm Japan 代表取締役・最高財務責任者CFO
 平成26年 1 月 アシュリオンジャパン株式会社 最高財務責任者CFO
 平成27年 6 月 当社執行役員 ファイナンスセンター担当 兼 財経本部担当
 平成28年 1 月 当社執行役員 ファイナンス&プロセスマネジメントセンター担当
 兼 財経本部担当 (現任)

重要な兼職の状況

- (注) 1. 取締役候補者のうち植野伸一氏は、東京広告業健康保険組合の理事長を兼務しており、当社は同健康保険組合と取引関係にあります。他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木戸英晶氏は社外取締役候補者であります。当社は、木戸英晶氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任後も引続き独立役員となる予定であります。
3. 木戸英晶氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 取締役候補者 (社外取締役候補者を除く。) の指名理由は次のとおりであります。
- ①植野伸一氏につきましては、当社の営業部門およびコーポレートマネジメント部門等の責任者ならびに代表取締役社長・グループCEOとしての経験と当該経験を通じて培った経営全般に関する高度の専門性にに基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。
- ②中井規之氏につきましては、当社の国際営業部門および経営企画部門等の責任者としての経験と当該経験を通じて培ったマーケティングおよび経営管理に関する高度の専門性にに基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。
- ③Stuart Neish氏につきましては、会計士およびWPPグループ関係会社の財務責任者としての経験と当該経験を通じて培った財務および会計に関する高度の専門性にに基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有

するとともに、WPPグループとの提携を通じた当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

- ④植村好貴氏につきましては、当社のクリエイティブ部門および営業部門等の責任者としての経験と当該経験を通じて培ったクリエイティブおよび営業戦略に関する高度の専門性に基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。
 - ⑤石渡義崇氏につきましては、事業会社における最高財務責任者等としての経験と当該経験を通じて培った財務および会計に関する高度の専門性に基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

(1)社外取締役候補者の指名理由

木戸英晶氏につきましては、当社経営陣からの独立性を有するほか、国際経験および会社経営の経験を通じて培ったグローバルビジネスおよび放送事業に関する高度の専門性に基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

(2)社外取締役としての独立性

木戸英晶氏は、株式会社IMAGICAティーヴィーの取締役会長および株式会社イマジカ・ロボットホールディングスの顧問を兼務しております。当社は、株式会社IMAGICAティーヴィーとの間で動画視聴等に係る取引関係がありますが、平成27年における同社との取引は、当社および同社の直近事業年度の売上高の0.1%未満とその規模は極めて僅少であり、株式会社イマジカ・ロボットホールディングスと当社との間に取引関係はありません。また、同氏は、一般社団法人衛星放送協会の理事を兼務しており、当社は賛助会員として会費を支払っておりますが、その額は年額50万円未満と僅少であります。そのため、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。

(3)責任限定契約について

当社は、現在社外取締役に就任している木戸英晶氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案の効力の発生を条件として、発生するものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

きのした としお
木下 俊男

(昭和24年4月12日生)

新任

独立役員

社外



所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
11回中11回 (100%)

略歴、地位および担当

昭和55年1月 クーパースアンドライブランドジャパン入所
昭和58年7月 公認会計士登録
平成元年7月 米国クーパースアンドライブランド パートナー
平成10年7月 米国プライスウォーターハウスクーパース
ニューヨーク本部事務所 北米統括パートナー
平成17年7月 中央青山監査法人東京事務所 国際担当理事
平成19年7月 日本公認会計士協会 専務理事
平成25年7月 日本公認会計士協会 理事 (現任)
平成25年7月 公認会計士木下事務所設立 代表 (現任)
平成27年3月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

日本公認会計士協会 理事
公認会計士木下事務所 代表
パナソニック株式会社 社外監査役
株式会社海外需要開拓支援機構 社外監査役
株式会社ウェザーニューズ 社外監査役
デンカ株式会社 社外監査役
株式会社タチエス 社外取締役
株式会社みずほ銀行 社外取締役

候補者番号

2

よしなり まさゆき
吉成 昌之

(昭和22年10月6日生)

新任

独立役員

社外

略歴、地位および担当

昭和50年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)
 平成9年4月 第二東京弁護士会 副会長
 平成13年4月 日本弁護士連合会 常務理事
 平成19年4月 第二東京弁護士会 会長
 日本弁護士連合会 副会長
 平成23年3月 当社社外監査役(現任)



所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
15回中15回(100%)

重要な兼職の状況

虎ノ門カレッジ法律事務所 パートナー弁護士
 東京都弁護士国民健康保険組合 副理事長
 第一勧業信用組合 員外監事(非常勤)
 日本化学産業株式会社 社外取締役

候補者番号

3

すとう めぐみ
首藤 恵

(昭和23年1月23日生)

新任

独立役員

社外

略歴、地位および担当

昭和60年11月 日本証券経済研究所 主任研究員
 昭和63年4月 明海大学経済学部 助教授
 平成5年4月 中央大学経済学部 教授
 平成13年1月 関税・外国為替等審議会 委員
 平成13年2月 金融審議会 委員
 平成15年3月 金融審議会ディスクロージャーWG 専門委員
 平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授(現任)
 平成20年9月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 科長 兼
 早稲田大学ファイナンス研究センター 所長
 平成27年3月 当社社外監査役(現任)



所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
11回中11回(100%)

重要な兼職の状況

早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授
 三井住友海上火災保険株式会社 社外監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木下俊男氏、吉成昌之氏および首藤 恵氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 木下俊男氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、木下俊男氏、吉成昌之氏および首藤 恵氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任後も引き続き独立役員となる予定であります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1)監査等委員である社外取締役候補者とする理由
- ①木下俊男氏につきましては、当社経営陣からの独立性を有するほか、会計士としての経験を通じて培った会計および監査に関する高度の専門性にに基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- ②吉成昌之氏につきましては、当社経営陣からの独立性を有するほか、弁護士としての経験を通じて培った法務全般に関する高度の専門性にに基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- ③首藤 恵氏につきましては、当社経営陣からの独立性を有するほか、研究者としての経験を通じて培った経済および金融に関する高度の専門性にに基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2)監査等委員である社外取締役としての独立性
- ①木下俊男氏および同氏が所属する会計事務所と当社との間に顧問契約または個別の会計事務の委任等の取引関係はないため、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
- ②吉成昌之氏および同氏が所属する法律事務所と当社との間に顧問契約または個別の法律事務の委任等の取引関係はないため、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
- ③首藤 恵氏および同氏が所属する大学法人と当社との間に寄付または取引関係はないため、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
- (3)責任限定契約について
- 当社は、現在社外取締役に就任している木下俊男氏、ならびに社外監査役に就任している吉成昌之氏および首藤 恵氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、同旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠の監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期については前任者の任期の満了する時までといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

き ど ひであき
木戸 英晶

(昭和25年4月23日生)

独立役員

社外



略歴、地位および担当

昭和49年4月	伊藤忠商事株式会社入社	
平成11年4月	伊藤忠インターナショナル会社 Vice President & General Manager (米国)	
平成13年6月	株式会社スター・チャンネル 代表取締役副社長	
平成15年3月	株式会社ジャパン・エンターテイメント・ネットワーク 代表取締役社長	
平成20年6月	JSAT株式会社 執行役員専務 兼 宇宙通信株式会社 取締役・COO	所有する当社株式の数 0株
平成21年4月	スカパーJSAT株式会社 執行役員専務 兼 株式会社スカパー・エンターテイメント 代表取締役社長	取締役会への出席状況 15回中15回 (100%)
平成23年6月	株式会社IMAGICAティーヴィー 取締役会長 (現任)	
平成24年3月	当社社外取締役	
平成27年3月	当社社外取締役・取締役会議長	

重要な兼職の状況

株式会社IMAGICAティーヴィー 取締役会長
株式会社イマジカ・ロボットホールディングス 顧問
早稲田大学国際情報通信研究科 招聘研究員
一般社団法人衛星放送協会 理事

- (注) 1. 木戸英晶氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 木戸英晶氏の社外取締役としての在任期間は第2号議案(注)3.の記載と同じであります。
4. 木戸英晶氏の補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項は、第2号議案(注)5.の記載と同じであります。

(ご参考)

(1) 当社における取締役の指名に関する方針と手続の概要

当社は、十分な社会的信用を備え、以下の要件を満たし、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができる人物を取締役候補者として指名します。

- ① 業務執行取締役については、当社の事業分野または他の専門分野における多様な経験や高度の専門性を有し、当社の経営戦略に基づき業務を効率的に執行する能力を有すること
- ② 社外取締役を含む非業務執行取締役については、当社の事業分野または他の専門分野における多様な経験や高度の専門性を有し、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有すること
- ③ 社外取締役については、独立性を有すること

(2) 当社における社外取締役の独立性要件の概要

当社は、以下の要件を満たす独立性を有する人物を社外取締役候補者として指名します。

- ① 社外取締役は、株式会社東京証券取引所の定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者であること
- ② 社外取締役としての在任期間が8年を超えないこと

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役に対する報酬額は、平成23年3月30日開催の第56回定時株主総会において、年額5億円以内とご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の規定に従い、上記の現在の報酬額の定めを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を、経済情勢その他諸般の事情も考慮のうえ、年額5億円以内と設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社は使用人兼務取締役という考え方をとっておりませんので、取締役に使用人分の報酬を別に支給することはありません。

なお、本議案の効力は、第1号議案の効力の発生を条件として、発生するものとし、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、この報酬額の対象となる取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の規定に従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢その他諸般の事情も考慮のうえ、年額1億円以内と設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は、第1号議案の効力の発生を条件として、発生するものとし、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、この報酬額の対象となる取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）となります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与額決定の件

当社は、短期業績連動報酬の趣旨で賞与を支給するため、平成24年3月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する賞与額を年額1億5千万円以内とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の規定に従い、上記の現在の賞与額の定めを廃止したうえで、新たに監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対し、各事業年度の連結営業利益その他当社が定める業績評価指標の達成度に応じて賞与を支給することとし、その賞与額を、業績連動報酬の割合を高めることで、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）の業績向上に関するインセンティブを強化し、一層の成果創出を図るため、第5号議案の報酬額とは別枠で、年額2億円以内と設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社は使用人兼務取締役という考え方をとっておりませんので、取締役に使用人分の報酬を別に支給することはありません。

なお、本議案の効力は、第1号議案の効力の発生を条件として、発生するものとし、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、この賞与額の対象となる取締役の員数は5名となります。

第8号議案 株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、平成24年より、取締役（社外取締役を除く。）に対して、株主の皆様と株価を通じたメリットやリスクを共有することにより業績向上と株価上昇に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行してまいりました。この新株予約権に係る取締役の報酬額につきましては、平成24年3月29日開催の第57回定時株主総会において年額1億円以内とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の規定に従い、上記の現在の新株予約権に係る報酬額の定めを廃止したうえで、新たに監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対し、同旨の株式報酬型ストック・オプションとして、年額1億円以内で新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。なお、この新株予約権に係る報酬額は、第5号議案及び第7号議案の報酬額とは別枠で設定するものであります。

この新株予約権は権利行使時の行使価額を1株当たり1円とするものであります。また、行使できる新株予約権の数は、株主総利回り（Total Shareholder Return）※の結果に応じて、割当数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとし、新株予約権の行使により交付する株式は、原則として当社が有する自己株式を充てる予定であります。

なお、本議案の効力は、第1号議案の効力の発生を条件として、発生するものとし、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、この新株予約権に関する報酬額の対象となる取締役の員数は5名となります。

また、本議案により株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の内容の概要は、下記のとおりであります。

※株主総利回り（Total Shareholder Return）とは、投資収益を示す指標であり、本議案においては、新株予約権の割当日の属する月と権利行使期間開始日の属する月の各直前3か月間の平均株価の差額と、当該新株予約権の割当日から権利行使期間開始日までの間における1株当たり配当金の総額との合計額を、割当日の属する月の直前3か月間の平均株価で除して算定するものとします。

記

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的であ

る株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合およびこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は80,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記2.記載の新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

2. 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は800個を上限とする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。なお、当社は新株予約権者に対して、新株予約権の払込金額に相当する金銭報酬を支給し、新株予約権者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日を3年経過した日から7年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開

始日までの株主総利回り（権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に応じて、割当てを受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとする。

8. 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 業績の概況

当期における我が国経済は、資源価格の下落や中国経済の減速懸念に伴う金融市場の乱高下など、世界経済の動向に不安要素を抱えるものの、政府および日本銀行の継続的な経済対策や金融政策を背景に企業収益が堅調に推移するなど、緩やかな回復傾向となりました。また、雇用環境の改善や賃上げの動きが広がりつつあり、個人消費においても持直しの動きが見られた一方で、消費税率引上げや円安による物価上昇等の影響により、選別消費の傾向が強まりました。

広告業界におきましては、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によると、平成27年の広告業における売上高実績は、累計で前年を上回るなど、概ね堅調に推移しています。

このような環境のもと、当社グループは消費者にメッセージを伝えるだけでなく、具体的に消費者を動かし、クライアントのビジネス成果に貢献する「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」への転換を目指す「VISION2020」を掲げ、平成28年末までを基盤構築・構造改革期、平成29年から西暦2020年である平成32年末までを加速成長期と位置付けております。当期におきましては、当社単体においてソリューション基盤の整備や収益管理体制の強化を継続するとともに、グループ各社において、内製化の推進、インフラの共通化、コストコントロールなど、グループ基盤の構築・構造改革を押し進めました。

これらの結果、当期における連結売上高は3,519億56百万円（前期比0.3%減）、売上総利益は488億24百万円（前期比0.5%増）、営業利益は49億1百万円（前期比19.6%増）となりました。これに受取配当金をはじめとした営業外収益38億98百万円および営業外費用2億9百万円を計上した結果、経常利益は85億90百万円（前期比18.5%増）となりました。また、特別利益を12億93百万円計上したことに加え、前期に計上した本社オフィス移転による事務所移転費用が減少したことに伴い、特別損失の計上が6億95百万円と減少した結果、税金等調整前当期純利益は91億89百万円（前期比42.8%増）となり、当期純利益は53億62百万円（前期比45.1%増）となりました。

なお、当期の期末基準日配当金は、余剰資金を株主還元することで資本の最適化を図り、ROEの向上を通じて中長期的な株主価値の増大を図ることを目的として、平成28年2月23日開催の取締役会決議により、1株につき238円（普通配当23円、特別配当215円）とし、支払開始日を平成28年3月23日とさせていただきます。平成27年9月に1株につき10円の間接基準日配当金をお支払いしましたので、当期の1株当たり年間配当金は248円であります。

② 事業別セグメントの概況

【広告業セグメント】

広告業における外部顧客への売上高は3,475億22百万円（前期比0.2%減）、セグメント利益は50億18百万円（前期比12.4%増）となりました。

国内におきましては、当社におけるマーケティング・プロモーションや制作区分の減少に加え、医療系広告子会社の不調により、減収となった一方で、当社において引続き販売費及び一般管理費のコントロールを継続したほか、制作子会社およびデジタル子会社の好調ならびに新規連結のコンテンツ子会社の貢献などにより、増益となりました。海外におきましては、構造改革を進めている欧米子会社や中国子会社において厳しい状況が継続した一方で、タイやシンガポールをはじめとしたアジア子会社が堅調に推移したことにより、増収増益となりました。なお、当社グループの海外売上高はすべて広告業のものであり、当期の売上高の9.3%（前期は8.4%）となりました。

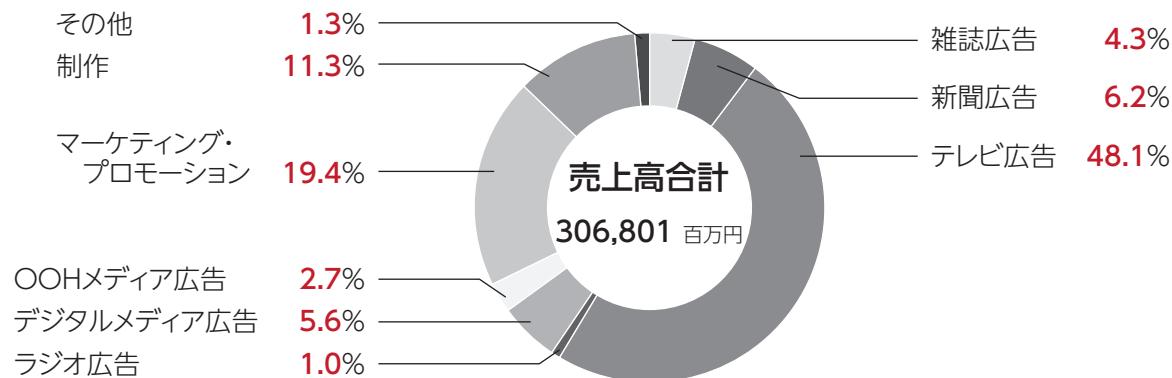
グループの中核である当社単体の売上高は3,068億1百万円（前期比0.0%増）、売上総利益は329億25百万円（前期比5.0%減）、営業利益は29億83百万円（前期比4.7%減）となりました。売上高は、マーケティング・プロモーション区分などの減少をテレビ広告やデジタルメディア広告区分などの増加でカバーし、若干の増収となった一方で、人件費や賃借料をはじめとした販売費及び一般管理費のコントロールに努めたものの、売上総利益率の低下の影響により、減益となりました。

当社単体の業種別売上高については、情報・通信、飲料・嗜好品、ファッション・アクセサリー、不動産・住宅設備、食品などの業種の広告主からの出稿が増加した一方で、金融・保険、化粧品・トイレットリー、流通・小売、趣味・スポーツ用品、外食・各種サービスなどの業種の広告主からの出稿が減少いたしました。

当社単体の区分別の売上高の概況は、次のとおりであります。

区分別売上 (注)	当期売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
雑誌広告	13,261	4.3	0.4
新聞広告	19,076	6.2	△0.4
テレビ広告	147,424	48.1	3.1
ラジオ広告	3,059	1.0	△3.6
デジタルメディア広告	17,195	5.6	7.1
OOHメディア広告	8,333	2.7	11.0
小 計 (メディア)	208,351	67.9	3.1
マーケティング・プロモーション	59,623	19.4	△5.7
制作	34,792	11.3	△3.5
その他	4,034	1.3	△25.3
小 計 (メディア以外)	98,450	32.1	△5.9
合 計	306,801	100.0	0.0

■ 区分別売上高構成比



- (注) 1. 広告市場の成熟化やメディア環境の多角化に伴い、当社は広告主に統合的ソリューションを提供しており、区分別の売上を厳密に分別することが困難な場合があります。従って、上記の区分別売上は、厳密に各区分別の売上を反映していないことがあります。
2. 「テレビ広告」は、タイム、スポット、コンテンツより構成されます。
(コンテンツには、アニメコンテンツ、文化スポーツマーケティングなどが含まれます。)
3. 「デジタルメディア広告」には、インターネット、モバイル関連メディアなどが含まれます。
(WEBサイト制作・システム開発などデジタルソリューションは「マーケティング・プロモーション」に含まれます。)

4. 「OOH（アウト・オブ・ホーム）メディア広告」には、交通広告、屋外広告、折込広告などが含まれます。
5. 「マーケティング・プロモーション」には、マーケティング、コミュニケーション・プランニング、プロモーション、イベント、PR、博覧会事業、デジタルソリューションなどが含まれます。
6. 百万円未満を切り捨てているため、小計額、合計額は各売上区分の合計と一致しません。

【その他の事業セグメント】

その他の事業における外部顧客への売上高は44億33百万円（前期比5.9%減）、セグメント損失は1億18百万円（前期は3億68百万円の損失）となりました。

主たる事業である雑誌・書籍の出版・販売事業におきましては、出版市場全体の縮小に伴い、収益確保が困難な状況が継続しており営業損失となりましたが、原価削減や配本数の適正化に加え、販売費及び一般管理費の抑制などに努めた結果、前期比で赤字幅は縮小いたしました。

(2) 設備投資の状況

重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

重要な事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

平成27年2月16日に株式会社ディーライツの株式を取得し、子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

マスメディアを中心とした広告市場が成熟した国内では、デジタルテクノロジーの進化やデジタルデバイスの高機能化による生活者のメディア接触行動、消費行動の変化に伴い、広告主は広告投資に見合う業績効果（ROI）を重視した、高度なコミュニケーション・プログラムの提案を求めています。

また、経済の成熟化、進展する少子高齢化を背景に、国内広告市場の大きな伸長が望めない一方で、引続き成長が期待される東南アジア諸国に進出を目指す広告主からの広告対応ニーズが増加傾向にあります。

当社グループは、このように変化する環境のもと、平成25年8月に公表しました中期経営計画において、消費者の購買行動を喚起するマーケティング施策の開発、提供により広告主の業績に貢献する「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」への進化を成長戦略の中核とし、以下のテーマに注力してまいります。

① コンシューマー・アクティベーション・ビジネスの推進

「VISION2020」の達成に向けて、広告主の課題を解決するマーケティング支援業としてのコンシューマー・アクティベーション・ビジネスを推進してまいります。平成26年5月に設立した株式会社アクシバルでは、当社が蓄積してきた消費者意識データと、株式会社インテージが提供する購買データ、媒体接触データを統合して構築した、独自のデータベースである「3Dデータベース」を活用し、メディアビジネスの高付加価値化、広告主の成果に貢献するマーケティングサービスを展開しております。

また、消費者の購買行動に直結するKPI（目標となる指標）を設定し、広告予算の最適化、KPIを最大化するチャンネル&キャンペーンプランを策定するプランニング手法開発や「オンライン・オフライン統合型」キャンペーンの実施力の更なる強化も進めております。

さらに、デジタルテクノロジーを活用したサービスの拡充を目的として、外部専門会社との提携も進めております。株式会社ワン・トゥー・テン・デザインとの、テクノロジーとクリエイティブを融合した先進的アイデア開発に関する共同プロジェクト、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズとのダイレクトマーケティング領域におけるソリューションの提案と実行に関する共同事業「textus（テクスタス）」、動画マーケティング領域で最適なソリューションを提供するグローバルネットワーク「Sticki（スティッキィ）」等を開始し、クライアントビジネスの課題の解決と、「結果に直結するソリューション」の開発・提供を進めております。

② コンテンツビジネスの拡大

当社グループの強みであり、実績を積み重ねてきたアニメコンテンツビジネスにおきましては、テレビ番組や映画の製作・出資、イベントやミュージカル等興業の運営およびセールスプロモーションへの活用等、新規案件の開発を含む、積極的、多面的な事業展開を行っており、当社収益にも大きく貢献しております。

当期におきましては、コンテンツプロデュース、海外ネットワークに強みを有する株式会社ディーライツの株式を取得し、欧米でのコンテンツビジネスの展開を行ったほか、平成26年に他社と共同で設立した株式会社アニメコンソーシアムジャパンを通じて正規版日本アニメコンテンツの海外向け動画配信やアニメ関連商品の販売等を行うウェブサイト展開にも参画するなど、国内で培ったノウハウ、モデルを海外に展開し、新たな市場の開拓、創造にも注力いたしました。

今後も新たなコンテンツの開発やライツの獲得、国内外における放送、配信、商品化などの分野を一層強化し、ADKコンテンツビジネスのプレゼンスをさらに高めてまいります。

③ グローバル戦略

当社グループは、海外ビジネスの拡大に向け、本年1月に大胆な組織改革を行いました。組織・人材・マネジメントをグローバルビジネスに対応した体制に改編し、多国籍ネットワーク・エージェンシーとして事業を展開してまいります。

これにより、広告主の商品やサービスの販売に直接貢献するアクティベーション領域やデジタル領域でのソリューションの開発、国・地域を越えたクリエイティブおよびプランニング機能の統合と強化を推進し、さらに重点国・地域への戦略的投資等によって、海外事業の成長と収益性の改善を図ってまいります。

④ 収益性の向上

平成26年から導入した社内取引制度・部門損益管理制度をさらに改善・充実させてまいります。平成28年1月に大規模な組織再編を行って5つの事業セクターを設置し、事業セクター別の採算制を導入いたしました。各セクターが社内事業体として固有の付加価値の創出と収益管理を行い、全体として大きな利益を生み出すことを目的としており、当制度・システムの拡充によって一層の収益性向上を図ってまいります。

⑤ 人材育成

当社グループの最大の資産は人材であり、今後も経営課題の解決に資する人材の採用、能力の開発に注力してまいります。

戦略領域に関する教育訓練による能力の底上げ、経営人材の育成、事業戦略を推し進める高度専門人材の投入等、一層の人材投資を行ってまいります。また、成長機会に機動的に人材を投入するため、グループ全体での人材最適化にも取り組んでまいります。

⑥ 資本政策

当社グループは、中長期的な株主価値増大のためにはROEの向上を目指す必要があると認識しております。当期におきましては、当社単体の収益の確保に努めるとともに、国内外グループ会社の収益・資産の一元管理体制の整備を進め、当社グループ全体の収益の向上を図りました。併せて、自己株式の取得をはじめとする株主還元施策を実施し、ROEの改善に努めました。

ROEの更なる向上を実現するためには、既存事業の効率化とデジタル、コンテンツをはじめとする成長領域への投資等による成長を図るとともに、その成長を支えるための資本の最適化に取り組む必要があると考えております。資本の最適化につきましては、成長領域への投資等に必要な資金を確保したうえで、余剰資金の株主還元等を通じて実現してまいります。

当社グループは、各社間の連携強化と業務の内製化の一層の推進および業務基盤の共通化を進めて、グループ全体の競争力を高め、収益力の向上を図ります。また、新たな業務提携やM&Aによる機能拡充、事業の拡大も併せて進めてまいります。加えて、当社グループは安定した成長を担保するため、リスクマネジメントの強化に注力してまいります。その一環として、情報セキュリティ、コンプライアンスおよび業務プロセスに関する社内体制の整備を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況

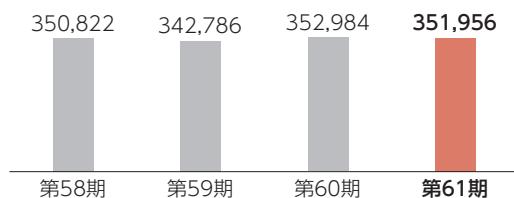
① 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

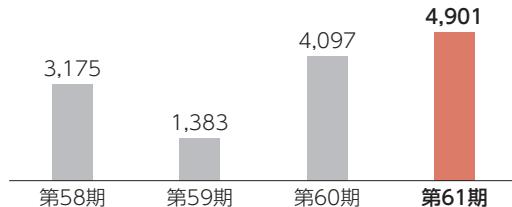
区 分	第 58 期 (平成24年12月期)	第 59 期 (平成25年12月期)	第 60 期 (平成26年12月期)	第 61 期 (平成27年12月期)
売上高	350,822	342,786	352,984	351,956
売上総利益	46,169	45,104	48,568	48,824
営業利益	3,175	1,383	4,097	4,901
経常利益	5,314	4,327	7,251	8,590
当期純利益	2,781	3,430	3,696	5,362
1株当たり当期純利益	65円83銭	81円79銭	88円32銭	127円72銭
総資産	195,163	228,170	243,317	235,205
純資産	109,559	130,972	134,999	125,488
1株当たり純資産額	2,567円03銭	3,105円40銭	3,204円87銭	2,947円40銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の株式数により算出しております。

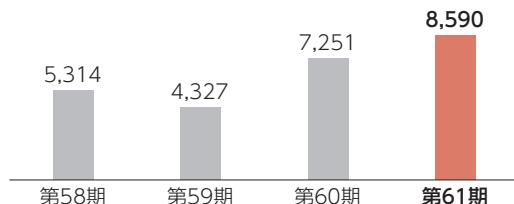
売上高 (単位：百万円)



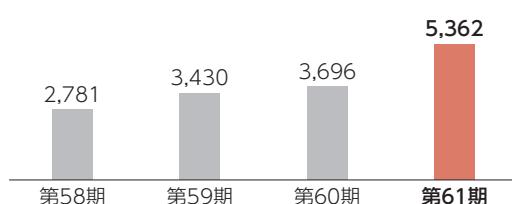
営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



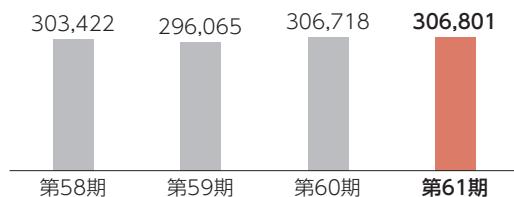
② 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

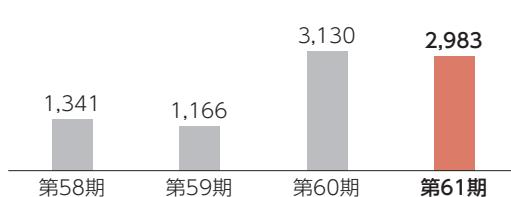
区 分	第 58 期 (平成24年12月期)	第 59 期 (平成25年12月期)	第 60 期 (平成26年12月期)	第 61 期 (平成27年12月期)
売上高	303,422	296,065	306,718	306,801
売上総利益	32,812	32,175	34,662	32,925
営業利益	1,341	1,166	3,130	2,983
経常利益	3,296	3,864	5,950	11,112
当期純利益	1,543	3,209	3,484	9,577
1株当たり当期純利益	36円53銭	76円52銭	83円26銭	228円14銭
総資産	166,330	198,105	214,429	214,017
純資産	94,699	113,736	116,416	111,013
1株当たり純資産額	2,239円96銭	2,719円03銭	2,779円54銭	2,638円07銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の株式数により算出しております。

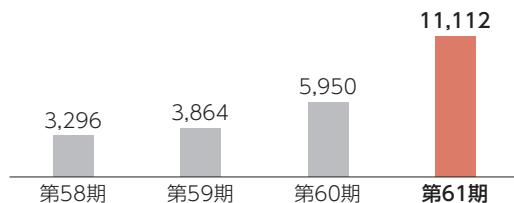
売上高 (単位：百万円)



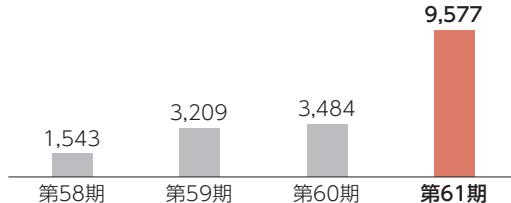
営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



(7) 主要な事業内容 (平成27年12月31日現在)

当社グループの主要な事業は、(1)雑誌、新聞、テレビ、ラジオ、デジタルメディア、OOH（アウト・オブ・ホーム）メディアを媒体とする広告業務の企画と取扱い、広告表現およびコンテンツの企画と制作、セールスプロモーション、マーケティング、パブリックリレーションズ等のサービス活動など、広告に関する一切の業務と、(2)その他の事業として雑誌・書籍の出版・販売業であります。

(8) 主要な営業所 (平成27年12月31日現在)**① 当 社**

本 社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
国内事業所	北海道札幌市、宮城県仙台市、新潟県新潟市、石川県金沢市、愛知県名古屋市 大阪府大阪市、岡山県岡山市、広島県広島市、香川県高松市、愛媛県松山市 福岡県福岡市
海外事務所	ロシア（モスクワ）

② 重要な子会社

重要な子会社の所在地は「1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 重要な子会社の状況等」に記載のとおりであります。

(9) 重要な子会社の状況等

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社協和企画	東京都港区	40百万円	100%	広告代理および広告制作
株式会社ADKインターナショナル	東京都港区	300百万円	100%	広告代理および広告制作
株式会社ADKアーツ	東京都港区	90百万円	100%	広告制作
株式会社ADKダイアログ	東京都港区	80百万円	100%	広告代理および広告制作
株式会社エイケン	東京都荒川区	10百万円	70.0%	アニメ制作
株式会社ADKデジタル・コミュニケーションズ	東京都港区	100百万円	51.0%	広告代理
株式会社ライトソング音楽出版	東京都港区	10百万円	100%	コンテンツ管理
株式会社日本文芸社	東京都千代田区	467百万円	100%	雑誌・書籍の出版販売
株式会社ディーライツ	東京都港区	80百万円	51.0%	ライツマネジメント
株式会社中国物語	東京都港区	10百万円	100%	映像コンテンツ制作
株式会社バイオメディアインターナショナル	東京都港区	50百万円	100% (100%)	書籍の出版販売
株式会社ADK保険サービス	東京都港区	10百万円	100% (100%)	保険代理
エイディケイアメリカ (ADK America Inc.)	ニューヨーク	2百万米ドル	100%	広告代理および広告制作
サンライツ (Sunrights Inc.)	ニューヨーク	2百万米ドル	100% (100%)	ライツマネジメント
アサツーヨーロッパホールディング (Asatsu Europe Holding BV)	アムステルダム	10百万ユーロ	100%	持株会社

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アサツヨーロッパ (Asatsu Europe BV)	アムステルダム	2百万ユーロ	100% (100%)	広告代理および広告制作
ノッツヨーロッパ (Knots Europe BV)	アムステルダム	250千ユーロ	100% (100%)	広告代理および広告制作
アサツドイツ (Asatsu (Deutschland) GmbH)	フランクフルト	300千ユーロ	100% (100%)	広告代理および広告制作
アサツ ディ・ケイホンコン (ASATSU-DK HONG KONG Ltd.)	香港	11百万香港ドル	100%	広告代理および広告制作
ディケイアドバタイジング (DK ADVERTISING (HK) Ltd.)	香港	700千香港ドル	100%	広告代理および広告制作
旭通世紀(上海)広告有限公司 (ASATSU Century (Shanghai) Advertising Co., Ltd.)	上海	3百万米ドル	100%	広告代理および広告制作
上海旭通広告有限公司 (Shanghai Asatsu Advertising Co., Ltd.)	上海	3百万米ドル	100%	広告代理および広告制作
旭通(上海)展覧広告有限公司 (Asatsu (Shanghai) Exposition & Advertising Co., Ltd.)	上海	10百万中国元	90% (90%)	広告代理および広告制作
北京IMMG国際文化伝媒有限公司 (IMMG BEIJING Co., Ltd.)	北京	10百万中国元	100% (100%)	コンテンツビジネスコンサルティング
聯旭国際股份有限公司 (UNITED-ASATSU INTERNATIONAL Ltd.)	台北	60百万新台湾元	100%	広告代理および広告制作
太一廣告股份有限公司 (DIK OCEAN Advertising Co., Ltd.)	台北	130百万新台湾元	100%	広告代理および広告制作
アサツ ディ・ケイシンガポール (ASATSU-DK SINGAPORE Pte. Ltd.)	シンガポール	2百万シンガポールドル	100%	広告代理および広告制作
スcoopアドワールド (SCOOP ADWORLD Pte. Ltd.)	シンガポール	50千シンガポールドル	100% (100%)	広告代理および広告制作
IMMGシンガポール (IMMG Pte. Ltd.)	シンガポール	3,300千シンガポールドル	100% (15.2%)	コンテンツビジネスコンサルティング
IMMGインドネシア (PT. IMMG Indonesia)	ジャカルタ	100千米ドル	100% (100%)	コンテンツビジネスコンサルティング
エイディケイタイホールディング (ADK Thai Holding Ltd.)	バンコク	4百万バーツ	100%	持株会社

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アサツタイランド (ASATSU (Thailand) Co., Ltd.)	バンコク	20百万バーツ	99.0% (50.0%)	広告代理および広告制作
アズディック (ASDIK Ltd.)	バンコク	10百万バーツ	85.0% (36.0%)	広告代理および広告制作
ダイイチキカクタイランド (DAIICHI KIKAKU (THAILAND) Co., Ltd.)	バンコク	20百万バーツ	85.0% (36.0%)	広告代理および広告制作
アサツ ディ・ケイマレーシア (ASATSU-DK (Malaysia) Sdn. Bhd.)	クアラルンプール	1,500千リンギット	100%	広告代理および広告制作
ダイイチキカクマレーシア (DAIICHI KIKAKU (Malaysia) Sdn. Bhd.)	クアラルンプール	2,000千リンギット	100%	広告代理および広告制作
アサツ ディ・ケイベトナム (ASATSU-DK VIETNAM Inc.)	ホーチミン	150千米ドル	100%	広告代理および広告制作
ディアイケイベトナム (DIK VIETNAM Co., Ltd.)	ホーチミン	100千米ドル	100% (100%)	広告代理および広告制作
アサツ ディ・ケイコリア (ASATSU-DK Korea Co., Ltd.)	ソウル	100百万ウォン	100%	広告代理および広告制作

(注) 1. 議決権比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

2. 「当社の議決権比率」の欄の()内は間接保有比率であり内数であります。

3. 当期から、重要な子会社に株式会社ディーライツ、株式会社中国物語およびサンライツを加えました。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社39社であります。また、持分法適用会社は、関連会社である株式会社DAサーチ&リンク、株式会社ドリル、株式会社エイエスピー、株式会社プレミア・クロスバリュー、広東広旭整合营销传播有限公司（中国）、北京東方三盟公共関係顧問有限公司（中国）および奥旭（上海）市場營銷服務有限公司（中国）の7社であります。当期の企業結合の成果は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(10) 従業員の状況 (平成27年12月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

区 分	従業員数	前期末比増減
広告業	3,340名	19名減
その他の事業セグメント	80名	9名増
合 計	3,420名	10名減

(注) 従業員数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者および退職者を含みません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
男 性	1,431名	16名減
女 性	422名	—
合 計	1,853名	16名減

(注) 従業員数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者および退職者を含みません。

(11) 主要な借入先 (平成27年12月31日現在)

重要な事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項 (平成27年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 206,000,000株
- (2) 発行済株式総数 42,155,400株
 (注) 発行済株式総数には自己株式 (82,923株) を含んでおります。
- (3) 株主数 14,316名
- (4) 大株主 (上位10名) の状況

株主名	持株数	持株比率
ダブリューピーピー インターナショナル ホールディング ビーヴイ	10,331,100株	24.56%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,514,100株	5.98%
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	1,536,600株	3.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,173,100株	2.79%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	1,161,600株	2.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	934,700株	2.22%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	871,011株	2.07%
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー	862,300株	2.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・ 三菱商事株式会社口)	765,000株	1.82%
PIONEER FUNDS	510,500株	1.21%

(注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算し、小数第3位を四捨五入して表示しております。

2. シルチェスター・パートナーズ・リミテッド（旧名称：シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド）から、平成22年11月8日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成22年11月1日現在でシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーおよび同社により6,268,500株（平成22年11月1日現在の発行済株式総数の13.88%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
3. フランクリン・テンブルトン・インスティテューショナル・エルエルシーから、平成27年6月22日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成27年6月15日現在で2,575,103株（発行済株式総数の6.11%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(5) その他株式に関する事項

当社は、株主還元の充実を図ることを目的とし、平成27年12月8日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月14日から平成28年1月8日までの間に351,200株（9億99百万円）の自己株式を取得しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権等の概要（平成27年12月31日現在）

名称 (発行年月日)	新株予約権の数	目的である株式 の種類および数	行使に際して出資 される財産の価額	行使期間	発行価格
第2回新株予約権 (平成25年5月30日)	375個	普通株式 37,500株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成28年5月31日から 平成35年5月30日まで	1個当たり90,600円 (1株当たり906円)
第3回新株予約権 (平成25年5月30日)	227個	普通株式 22,700株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成28年5月31日から 平成35年5月30日まで	1個当たり90,600円 (1株当たり906円)
第4回新株予約権 (平成26年8月29日)	264個	普通株式 26,400株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成29年8月30日から 平成36年8月29日まで	1個当たり173,500円 (1株当たり1,735円)
第5回新株予約権 (平成26年8月29日)	599個	普通株式 59,900株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成29年8月30日から 平成36年8月29日まで	1個当たり173,500円 (1株当たり1,735円)
第6回新株予約権 (平成27年8月28日)	134個	普通株式 13,400株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成30年8月29日から 平成37年8月28日まで	1個当たり239,900円 (1株当たり2,399円)
第7回新株予約権 (平成27年8月28日)	330個	普通株式 33,000株 (1個当たり100株)	1株当たり1円	平成30年8月29日から 平成37年8月28日まで	1個当たり239,900円 (1株当たり2,399円)

- (注) 1. 第2回新株予約権、第4回新株予約権および第6回新株予約権は当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、第3回新株予約権は当社上席執行役員に対して、第5回新株予約権および第7回新株予約権は当社取締役を除く執行役員に対して、それぞれ株式報酬型ストック・オプションとして発行されたものであります。
2. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対して、払込金額に相当する金銭報酬を支給し、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺しております。
3. 第2回新株予約権、第4回新株予約権および第6回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - ② 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り（権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に応じて、割当てを受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとします。
4. 第3回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または上席執行役員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - ② 上記3. ②に同じです。

5. 第5回新株予約権および第7回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または執行役員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- ② 上記3. ②に同じです。

(2) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成27年12月31日現在）

名 称	取締役（社外取締役を除く）		社外取締役		監査役	
	保有者数	個 数 (目的である株式の種類および数)	保有者数	個 数 (目的である株式の種類および数)	保有者数	個 数 (目的である株式の種類および数)
第2回新株予約権	2名	228個 (普通株式 22,800株)	—	—	—	—
第4回新株予約権	3名	191個 (普通株式 19,100株)	—	—	—	—
第5回新株予約権	1名	39個 (普通株式 3,900株)	—	—	—	—
第6回新株予約権	4名	134個 (普通株式 13,400株)	—	—	—	—

(3) 当期中に当社の使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	使用人		子会社の役員および使用人	
	保有者数	個 数 (目的である株式の種類および数)	保有者数	個 数 (目的である株式の種類および数)
第7回新株予約権	16名	330個 (普通株式 33,000株)	—	—

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職
植野 伸一	取締役社長（代表取締役） グループCEO	東京広告業健康保険組合 理事長
加藤 武	取締役 国内グループ会社統括本部担当	
大芝 賢二	取締役 コンテンツ・ビジネスセンター担当	株式会社ライトソング音楽出版 代表取締役社長 株式会社日本アドシステムズ 代表取締役社長
中井 規之	取締役 経営企画本部担当	
Stuart Neish [スチュアート・ニーシュ]	取締役	WPP International Holding B.V. Managing Director WPP Group (Asia Pacific) Ltd. Director
木戸 英晶 社外 独立役員	取締役 取締役会議長	株式会社IMAGICAティーヴィー 取締役会長 株式会社イマジカ・ロボットホールディングス 顧問 早稲田大学国際情報通信研究科 招聘研究員 一般社団法人衛星放送協会 理事
木下 俊男 社外 独立役員	取締役	日本公認会計士協会 理事 公認会計士木下事務所 代表 パナソニック株式会社 社外監査役 株式会社海外需要開拓支援機構 社外監査役 株式会社ウェザーニューズ 社外監査役 デンカ株式会社 社外監査役 株式会社タチエス 社外取締役 株式会社みずほ銀行 社外取締役

氏名	地位および担当	重要な兼職
本橋 信之	監査役（常勤）	
大西 義威 <small>社外 独立役員</small>	監査役（常勤）	
吉成 昌之 <small>社外 独立役員</small>	監査役	虎ノ門カレッジ法律事務所 パートナー弁護士 東京都弁護士国民健康保険組合 副理事長 第一勧業信用組合 員外監事（非常勤） 日本化学産業株式会社 社外取締役
首藤 恵 <small>社外 独立役員</small>	監査役	早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授 三井住友海上火災保険株式会社 社外監査役

- (注) 1. 平成27年3月27日開催の第60回定時株主総会において、中井規之氏および木下俊男氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 平成27年3月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役 長沼孝一郎氏、梅田望夫氏および牛島 信氏は任期満了により退任いたしました。
3. 平成27年3月27日開催の第60回定時株主総会において、本橋信之氏、大西義威氏および首藤 恵氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
4. 平成27年3月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、監査役 境 芳郎氏、太田浩司氏および市川 亮氏は任期満了により退任いたしました。
5. 取締役 木戸英晶氏および木下俊男氏は社外取締役であります。
6. 監査役 大西義威氏、吉成昌之氏および首藤 恵氏は社外監査役であります。
7. 監査役 本橋信之氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役 吉成昌之氏は、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 取締役 木戸英晶氏および木下俊男氏ならびに監査役 大西義威氏、吉成昌之氏および首藤 恵氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当期に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (4名)	170百万円 (30百万円)
監査役 (うち社外監査役)	7名 (5名)	50百万円 (34百万円)
合 計	16名	221百万円

(注) 1. 当期における役員賞与の支給はありません。

2. 上記には、平成27年3月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役3名が含まれております。なお、当期末時点の取締役7名のうち1名は無報酬であり、上記の支給人員には含まれておりません。

② 株式報酬型ストック・オプションとして発行した新株予約権に係る報酬等の額

上記①のほか、平成24年3月29日開催の第57回定時株主総会決議および平成27年8月13日開催の取締役会決議に基づき、平成27年8月28日に取締役（社外取締役を除く。）4名に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行しております。

当該新株予約権につきましては、その権利行使の条件に鑑みて、当該新株予約権の割当日以前の3年間における株主総利回り（割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値から、割当日の3年前の応当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、割当日の3年前の応当日以後割当日の翌日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、割当日の3年前の応当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に基づき、計上すべき会計上の費用は生じない見込みであります。

③ 当期において支払った退任慰労金の額

平成23年3月30日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、平成27年3月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名に対し、退任慰労金97百万円（取締役83百万円および監査役14百万円）を支払っております。なお、当該退任慰労金には過年度の事業報告において取締役の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金繰入額97百万円が含まれております。

④ 社外役員が親会社および子会社等から受けた報酬等の額

該当する事項はありません。

(4) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

役員報酬につきましては、役員をその機能により分類のうえ、業務を執行する取締役に対しては「固定報酬」および「業績連動報酬」を支給することとし、社外取締役など業務を執行しない取締役および監査役に対しては「固定報酬」のみを支給することとします。

業務を執行する取締役に支給する「業績連動報酬」は、短期の業績に連動する「賞与」と長期の業績に連動する「株式報酬型ストック・オプション」からなるものとし、長短のインセンティブ効果を図ります。当社は使用人兼務取締役という考え方はとっておりませんので、取締役に使用人給与を別に支給することはありません。役員退任慰労金制度は、監査役につきましては平成19年3月28日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、取締役ににつきましては平成23年3月30日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、それぞれ廃止しております。

なお、具体的な報酬水準の額につきましては、売上規模において同程度の非製造業企業に同業他社を加えた企業群のデータを参考として決定することとします。

「固定報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストック・オプション」の概要は次のとおりであります。

① 固定報酬

取締役に對する固定報酬は、平成23年3月30日開催の第56回定時株主総会で、年額5億円以内で支給することを決議いただいております。

取締役に對する固定報酬は、定例の「基本報酬」および役員持株会を通じての「自社株取得資金」からなるものとします。ただし、「自社株取得資金」につきましては、常勤の取締役のみに支給するものとしております。

監査役に對する固定報酬は定例の基本報酬であり、平成10年11月20日開催の臨時株主総

会で、月額1,000万円以内で支給することを決議いただいております。

② 賞 与

平成24年3月29日開催の第57回定時株主総会で、上記①の固定報酬とは別に、取締役（社外取締役を除く。）に対し、各事業年度の連結営業利益の額に応じて、年額1億5千万円以内で賞与を支給することを決議いただいております。この賞与は、各事業年度の連結営業利益が目標額に達しない場合には支給しないものとし、目標額に達した場合は、達成度合に応じて、固定報酬である基本報酬（ただし、役員持株会を通じての自社株取得資金を除く。）に20%から40%を乗じた額を支給するものであります。

③ 株式報酬型ストック・オプション

平成24年3月29日開催の第57回定時株主総会で、上記①の固定報酬および上記②の賞与とは別に、取締役（社外取締役を除く。）に対し、年額1億円以内で、新株予約権を発行することを決議いただいております。この新株予約権の額は、固定報酬である基本報酬（ただし、役員持株会を通じての自社株取得資金を除く。）の約30%に相当します。

新株予約権の権利行使価格は1株当たり1円に設定します。新株予約権者である取締役が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り（権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に応じて、割当てを受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとします。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

なお、取締役木戸英晶氏の兼職先である、株式会社IMAGICAティーヴィとは動画視聴等に係る取引関係があり、一般社団法人衛星放送協会とは賛助会員として会費の支払い等に係る取引関係があります。

また、取締役木下俊男氏の兼職先である、パナソニック株式会社とは協賛等に係る取引関係があります。

その他、社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には、開示すべき関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	木戸 英晶	当期に開催された取締役会15回全てに出席し、国際経験および会社経営の経験を通じて培ったグローバルビジネスおよび放送事業に関する高度の専門性に基づき、適宜発言等を行っております。
取締役	木下 俊男	平成27年3月27日に就任後、当期に開催された取締役会11回全てに出席し、会計士としての経験を通じて培った会計および監査に関する高度の専門性に基づき、適宜発言等を行っております。
監査役	大西 義威	平成27年3月27日に就任後、当期に開催された取締役会11回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、会社役員としての経験を通じて培った、経営管理に関するに高度の専門性に基づき、適宜発言等を行っております。
監査役	吉成 昌之	当期に開催された取締役会15回全てに出席し、また、監査役会16回全てに出席し、弁護士としての経験を通じて培った法務全般に関する高度の専門性に基づき、適宜発言等を行っております。
監査役	首藤 恵	平成27年3月27日に就任後、当期に開催された取締役会11回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、研究者としての経験を通じて培った経済および金融に関する高度の専門性に基づき、適宜発言等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

当期に係る報酬等の額	101百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	153百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、見積り根拠などを確認し検討した結果、当該報酬等の額が相当であると判断したので、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の事業調査業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断するときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また当社の監査役会は、体制不備等会計監査人としての適格性ないし信頼性に問題が生じ、または会計監査人の適切な職務の執行が困難であると認められる事由が生じた場合には、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任・不再任に関する議案を決定します。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備に関する基本方針の内容の概要は、次のとおりであります。

【総 則】

当社は、①業務の有効性及び効率性を高めること、②財務報告の信頼性を確保すること、③事業活動に係る法令及び定款を遵守すること、④資産の保全を図ること、を目的として内部統制を行ってまいります。内部統制システムの構築及び運用の統括は、取締役社長を委員長、執行役員のうち取締役会が指名する者を委員として組織するリスクマネジメント委員会が統括します。リスクマネジメント委員会はPDCAサイクルの手法を用いたプロセスマネジメントシステムを活用し、内部統制システムが有効に機能しているか否か等を定期的に検証し、取締役会に報告します。会社法及び会社法施行規則に定める決議要素は各則のとおりとします。

【各 則】

1. 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、当社企業集団の取締役及び従業員が共有すべき倫理観・価値観を成文化した「ADKグループ行動指針」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、取締役社長がその精神を従業員に反復伝達します。

当社は、リスクマネジメント委員会の下部組織としてコンプライアンス統括担当執行役員を委員長とし、社外弁護士を含む委員で構成するコンプライアンス委員会を置きます。コンプライアンス委員会は、「ADKグループ行動指針」をコンプライアンスポリシーと位置づけ、教育、ガイドライン等の作成等の施策を推進します。

当社は、職務執行の法令及び定款への適合性を保障する前提条件として、反社会的勢力との関係排除の趣旨を「ADKグループ行動指針」に盛り込み、コンプライアンス委員会の統括のもとにこれを実効化する体制を整備します。

コンプライアンス委員会は、重大な法令定款違反行為又はその疑いがあることを知ったときは、自ら調査し又は内部監査担当部署等に調査を要請し、調査結果に基づき主管部署に対して措置を請求します。また、匿名性の保障のもとに外部法律事務所を通報先を含む「グループヘルプライン制度」を運用します。

同じく当社は、リスクマネジメント委員会の下部組織として、財務報告の信頼性を確保するための体制の整備及び運用維持に関する統括担当執行役員を委員長とするプロセスオーナー委員会を置きます。プロセスオーナー委員会は、財務報告の信頼性に係るリスク等を識別し、その指示のもとに、各主管部署に識別したリスク等への適切な対応を実施させ、運用維持を行わせます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、リスクマネジメント委員会の下部組織として、取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理の統括担当執行役員を委員長とする情報セキュリティ委員会を置きます。

当社は、取締役会議事録を議案の検討のために取締役に配布された資料とともに、事務局担当部署にて最低10年間備え置きます。また取締役が出席者と定められている定例会議の議事録及び取締役が決裁者となり又は意見を記載した業務文書等は「文書管理規程」及び「情報セキュリティポリシー」に基づき管理します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会は「リスクマネジメントポリシー」を定め、当社におけるリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク対策が必要な事項は主管部署に実施させます。

当社は、リスクマネジメント委員会の統括のもとに、専門委員会としてコンプライアンス委員会、プロセスオーナー委員会、情報セキュリティ委員会のほか、災害対策委員会その他の委員会を設置し、各専門分野のリスクマネジメントを行わせます。専門委員会が担当する以外の分野のリスクマネジメントはリスクマネジメント委員会が直轄します。

当社の内部監査担当部署は、リスクマネジメントシステムの有効性をモニタリングし、リスクマネジメント委員会に報告します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会の機動的な開催と活発な審議を可能とするため、取締役の員数の適正レベルを維持し、任期を1年として適格性に対する見直しの頻度を高めます。

また、当社は、取締役職務と業務執行とを峻別し、業務執行の決定と監督を中心とする取締役会の運営を行います。

当社の取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を設定し、これを達成するために中期経営計画及び単年度経営計画を策定します。単年度計画は四半期ごとに達成状況を報告させ、中期経営計画は年度ごとに達成状況の報告を受け計画の見直しを行います。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、主要な子会社との間で協定を締結し、経営上の重要事項について、当社との事前協議や当社に対する報告等を義務づけるとともに、特に重要な子会社に対しては、当社の取締役又は従業員を当該子会社の取締役として派遣します。

- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント委員会は、当社企業集団におけるリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク対策が必要な事項は当該事項の主管部署に対策を実施させます。

- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社企業集団の基本的な経営方針を定めるとともに、連結ベースの経営指標及び業績管理指標を導入し、中期経営計画を策定するとともに、企業集団全体で効率的な業績管理を行います。

- ④ 当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社管理担当部署は、リスクマネジメント委員会の統括のもとに、各子会社の内部統制構築及び運用の指導並びに当社企業集団の内部統制に関する調整連絡を行い、企業集団としての内部統制を行う。

当社の子会社管理担当部署は、各子会社にも「ADKグループ行動指針」の遵守を求め、各子会社の特性に応じた具体的施策を策定し実行することを求めます。ここでいう具体的施策には「グループヘルプライン制度」への参加またはこれに準じる制度の整備を含むものとします。

当社の子会社管理担当部署は、主要な子会社との間に内部監査受け入れ協定を定め、内部監査担当部署が各子会社の業務を監査します。

6. 当社の監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役からその職務を補助すべき従業員を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な人材を監査役付として配置します。また、当該従業員の取締役からの独立性を強化するとともに監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員は監査役の指揮命令に従うものとするほか、当該従業員の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。

7. 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び従業員は、監査役に対して、当社企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務の執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、グループヘルプライン制度に基づき通報された事実、並びに当局検査・外部監査の結果を速やかに報告します。当社は、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業集団において周知徹底します。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を確保します。また、監査役は、職務の執行に当たり緊急又は臨時に支出しなけなければならない費用その他当該予算に含まれない費用について、事前又は事後的に当社に請求することができ、当社はこれを速やかに支払うものとします。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役監査体制の充実を図るため、法定の員数を超えて、監査役総員を4名以上、社外監査役を2名以上維持することを方針とします。

当社は、監査役に対し、取締役会における報告のほか、重要な定例会議に監査役の出席を要請するとともに、それらの議事録を各監査役に提出するものとします。その他すべての社内会議において監査役から出席する旨の要求があれば取締役及び従業員はこれを拒んではならないものとします。

当社の取締役社長は、定期的に監査役との意見交換会を開催します。内部監査担当部署の監査報告書は取締役社長のほか監査役に対しても提出し、内部監査担当部署員が監査役会に出席し、監査役監査との連携を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

【当社の取締役及び従業員の職務の執行に関する事項】

リスクマネジメント委員会の下部組織であるコンプライアンス委員会による教育・研修等を通じて、全ての取締役及び従業員に対する「ADKグループ行動指針」に基づく当社企業集団としての倫理観・価値観の共有が行われています。

内部通報制度であるグループヘルプライン制度の運用に関しましては、コンプライアンス委員会が中心となり、社外弁護士とも連携し、通報者の保護と通報に基づく調査等の透明

性、公正性を担保しております。

財務報告の信頼性の確保に係る取組みに関しましては、リスクマネジメント委員会の下部組織であるプロセスオーナー委員会が中心となり、会計監査人とも連携の上、関連社内手続の整備・運用状況の評価、グループ内での情報収集、リスクの識別・対応方針の検討等を行っております。

取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存・管理につきましては、決裁その他社内手続きに係る証憑の書面化・電子化の環境構築を推進するとともに、リスクマネジメント委員会の下部組織である情報セキュリティ委員会が中心となり、情報区分や重要度に応じた情報管理の徹底を行っております。

取締役にしましては、適正員数を確保するとともに、その任期を1年以内とし株主の皆様による信任の機会を担保しているほか、取締役の業務執行と監督に関する権限・責任を峻別しております。

また、取締役会は、取締役及び従業員が達成すべき目標を設定するとともに、その達成に向けた中期経営計画を策定し、達成状況や見直しの要否に関する審議を行っております。

【当社の損失の危機の管理に関する事項】

リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメントポリシー」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しているほか、当該ポリシーに基づきグループ内におけるリスクを管理しております。各専門分野のリスクに対応するため、下部組織として4つの小委員会（コンプライアンス委員会、プロセスオーナー委員会、情報セキュリティ委員会および災害対策委員会）を設置しており、これらの小委員会を通じてリスクの属性に応じた検討、対策が行われております。

【当社企業集団に関する事項】

当社への事前報告、内部監査の受け入れ、グループヘルプラインへの参加等を内容とする協定の締結や、取締役の派遣を通じて、企業集団としての内部統制システムに係る体制を整備しております。また、中期経営計画において連結の数値目標が設定されているとともに、全ての連結子会社から迅速に業績数値の収集を行い、月次での業績管理と四半期毎の業績の分析、対策の検討を行っております。

【監査役に関する事項】

独立性の高い社外監査役3名を含む4名の監査役を選任しており、監査役は、取締役会の他、常勤監査役を中心に執行役員会等の重要な社内会議に出席しているほか、取締役社長との定期的な意見交換等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

監査役の職務執行については、内部監査担当部署との連携が図られているほか、監査役補助使用人として監査等につき相当程度の知見を有する人員を配置しており、監査役の指揮命令の下、監査役の補助業務が行われております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、究極的には株主の皆様のご判断に委ねられるものと考えております。

当社は、資本効率の改善や株主の皆様への種々の利益還元施策の実施に加え、「全員経営」の理念のもとに全社をあげて広告業としての競争力を高めることにより、企業価値・株主共同の利益の最大化に取り組んでまいりました。また「ピープルビジネス」といわれる広告業では役員と従業員の一体感・運命共同体的意識こそが競争力の源泉であり、不適切な買収によりこれが損なわれるときは、企業価値・株主共同の利益が毀損されるとともに、買収者の目的は達成されないことになると認識しております。

このように企業価値を高め株主に報いることによって株主のサポートを得ることが、不適切な買収に対抗する最大の防衛策であると考え、当社は現在のところ、具体的な買収防衛策を導入しておりません。

他方、当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、取締役会は、株主の皆様から経営の負託を受けている者の責務として、社外専門家の意見を尊重しながら、当該買付が企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響について評価し、自らの見解を表明するほか、当該買付者と交渉を行い、株主の皆様が当該買付に応じるか否かを適切に判断するために必要な情報の提供と時間の確保に全力を尽くす所存です。

更に、当該買付者が必要な情報を提供しない場合やその提案内容が企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断した場合には、その時点において採り得る実効的で、かつ株主の皆様を受け入れられる合理的対抗措置を講じる予定です。

なお、具体的な買収防衛策を予め導入しておくことについては、今後の経済環境、資本市場、法令の動向等を鑑みて、慎重に検討を進めることといたします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は剰余金の配当等を取締役会の決議により定める旨を定款に規定しております。取締役会における配当額の決定にあたっては、原則として、1株当たり年間配当額の下限を20円として配当の長期安定性を図りながらも、自己株式の取得を含む年間総還元性向の目安を連結当期純利益の50%に設定すること、中間基準日配当は安定的に10円を原則とし、期末基準日配当は下限の10円または年間総還元性向50%の目安を達成する金額のいずれか高い額とすることを方針としております。

また、当社は中長期的な株主価値の向上を経営の最重要課題の一つと位置づけ、ROEを株主価値の向上における重要指標の一つと認識しております。ROEの改善は、既存事業の伸張や成長領域への投資に加え、資本の効率化により実現することとしておりますが、当期におきましては、一定の成長領域への投資を実施した一方で、引き続き資本の効率化に努めた結果、株主の皆様へ還元可能な余剰資本が創出できたため、上記の方針に基づく自己株式の取得および普通配当に加え特別配当を実施することといたしました。

以上の方針および理由に基づき、平成27年12月8日開催の取締役会決議に基づき自己株式351,200株（取得価額総額9億99百万円）の取得を行ったほか、剰余金の配当として、中間基準日配当1株当たり10円、期末基準日配当1株当たり238円（普通配当23円、特別配当215円）をお支払いさせていただき、当期における1株当たり年間配当金は248円となりました。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	121,370	I 流動負債	84,556
現金及び預金	25,790	支払手形及び買掛金	74,130
受取手形及び売掛金	84,326	短期借入金	96
有価証券	2,172	未払法人税等	1,269
たな卸資産	7,048	賞与引当金	355
繰延税金資産	568	返品調整引当金	471
その他	2,033	その他	8,232
貸倒引当金	△568	II 固定負債	25,160
II 固定資産	113,834	繰延税金負債	22,966
有形固定資産	4,800	役員退職慰労引当金	42
建物及び構築物	2,579	退職給付に係る負債	935
土地	1,004	その他	1,215
その他	1,215	負債合計	109,716
無形固定資産	2,186	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,536	I 株主資本	73,690
その他	650	資本金	37,581
投資その他の資産	106,847	資本剰余金	11,982
投資有価証券	101,516	利益剰余金	24,336
長期貸付金	54	自己株式	△210
退職給付に係る資産	697	II その他の包括利益累計額	50,314
繰延税金資産	246	その他有価証券評価差額金	48,188
その他	5,151	繰延ヘッジ損益	△0
貸倒引当金	△819	為替換算調整勘定	1,859
資産合計	235,205	退職給付に係る調整累計額	266
		III 新株予約権	23
		IV 少数株主持分	1,461
		純資産合計	125,488
		負債純資産合計	235,205

連結損益計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高		351,956
II 売上原価		303,131
売上総利益		48,824
III 販売費及び一般管理費		43,923
営業利益		4,901
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	2,911	
持分法による投資利益	292	
その他	694	3,898
V 営業外費用		
支払利息	31	
投資事業組合運用損	11	
保険解約損	59	
その他	106	209
経常利益		8,590
VI 特別利益		
固定資産売却益	64	
関係会社清算益	146	
投資有価証券売却益	1,077	
その他	4	1,293
VII 特別損失		
固定資産除却損	16	
特別退職金	285	
事業整理損	128	
事務所移転費用	117	
その他	146	695
税金等調整前当期純利益		9,189
法人税、住民税及び事業税	2,861	
法人税等調整額	718	3,579
少数株主損益調整前当期純利益		5,609
少数株主利益		246
当期純利益		5,362

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年1月1日残高	37,581	11,982	42,265	△569	91,260
会計方針の変更による 累積的影響額			678		678
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,581	11,982	42,944	△569	91,939
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△24,024		△24,024
当期純利益			5,362		5,362
連結範囲の変動			62		62
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		0		366	366
その他			△7		△7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	△18,607	358	△18,248
平成27年12月31日残高	37,581	11,982	24,336	△210	73,690

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
平成27年1月1日残高	40,118	5	2,819	△20	42,923	40	775	134,999
会計方針の変更による 累積的影響額								678
会計方針の変更を反映した当期首残高	40,118	5	2,819	△20	42,923	40	775	135,678
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△24,024
当期純利益								5,362
連結範囲の変動								62
自己株式の取得								△7
自己株式の処分								366
その他								△7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	8,069	△6	△960	287	7,390	△17	686	8,059
連結会計年度中の変動額合計	8,069	△6	△960	287	7,390	△17	686	△10,189
平成27年12月31日残高	48,188	△0	1,859	266	50,314	23	1,461	125,488

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	97,955	I 流動負債	79,614
現金及び預金	14,683	支払手形	8,950
受取手形	4,697	買掛金	59,572
売掛金	69,724	未払金	3,547
たな卸資産	4,591	未払法人税等	893
未収入金	3,137	預り金	4,157
繰延税金資産	356	その他	2,493
その他	1,205	II 固定負債	23,389
貸倒引当金	△440	リース債務	4
II 固定資産	116,061	繰延税金負債	22,757
有形固定資産	2,620	その他	627
建物	1,738	負債合計	103,004
車両運搬具	22	(純資産の部)	
器具備品	538	I 株主資本	62,931
土地	314	資本金	37,581
リース資産	6	資本剰余金	11,982
無形固定資産	1,426	資本準備金	7,839
借地権	1	その他資本剰余金	4,143
ソフトウェア	1,424	利益剰余金	13,577
その他	0	利益準備金	1,555
投資その他の資産	112,013	その他利益剰余金	12,021
投資有価証券	11,294	別途積立金	1,519
関係会社株式	97,500	繰越利益剰余金	10,502
関係会社出資金	858	自己株式	△210
差入保証金	557	II 評価・換算差額等	48,058
破産更生債権等	171	その他有価証券評価差額金	48,059
前払年金費用	282	繰延ヘッジ損益	△0
その他	1,991	III 新株予約権	23
貸倒引当金	△642	純資産合計	111,013
資産合計	214,017	負債純資産合計	214,017

損益計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高		306,801
II 売上原価		273,875
売上総利益		32,925
III 販売費及び一般管理費		29,942
営業利益		2,983
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	7,850	
有価証券利息	1	
為替差益	125	
その他	330	8,307
V 営業外費用		
支払利息	33	
投資事業組合運用損	11	
その他	133	178
経常利益		11,112
VI 特別利益		
関係会社清算益	146	
投資有価証券売却益	1,008	
関係会社株式売却益	24	
その他	73	1,253
VII 特別損失		
固定資産除却損	7	
事務所移転費用	115	
その他	118	241
税引前当期純利益		12,124
法人税、住民税及び事業税	2,170	
法人税等調整額	377	2,547
当期純利益		9,577

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金	
平成27年1月1日残高	37,581	7,839	4,143	11,982	1,555	22,019	3,770	27,345
会計方針の変更による 累積的影響額							678	678
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,581	7,839	4,143	11,982	1,555	22,019	4,449	28,024
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△24,024	△24,024
当期純利益							9,577	9,577
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
別途積立金の取崩						△20,500	20,500	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	△20,500	6,053	△14,446
平成27年12月31日残高	37,581	7,839	4,143	11,982	1,555	1,519	10,502	13,577

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成27年1月1日残高	△569	76,340	40,030	5	40,035	40	116,416
会計方針の変更による 累積的影響額		678					678
会計方針の変更を反映した当期首残高	△569	77,019	40,030	5	40,035	40	117,095
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△24,024					△24,024
当期純利益		9,577					9,577
自己株式の取得	△7	△7					△7
自己株式の処分	366	366					366
別途積立金の取崩		—					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			8,029	△6	8,023	△17	8,006
事業年度中の変動額合計	358	△14,088	8,029	△6	8,023	△17	△6,082
平成27年12月31日残高	△210	62,931	48,059	△0	48,058	23	111,013

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月18日

株式会社アサツー ディ・ケイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本満夫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林一樹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金野広義	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アサツー ディ・ケイの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサツー ディ・ケイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月18日

株式会社アサツー ディ・ケイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本満夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林一樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金野広義	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサツー ディ・ケイの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月19日

株式会社アサツー ディ・ケイ 監査役会

常勤監査役	本	橋	信	之	Ⓔ
常勤監査役 (社外監査役)	大	西	義	威	Ⓔ
社外監査役	吉	成	昌	之	Ⓔ
社外監査役	首	藤		惠	Ⓔ

以 上

第61回定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
 虎ノ門ヒルズ森タワー 4階
 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

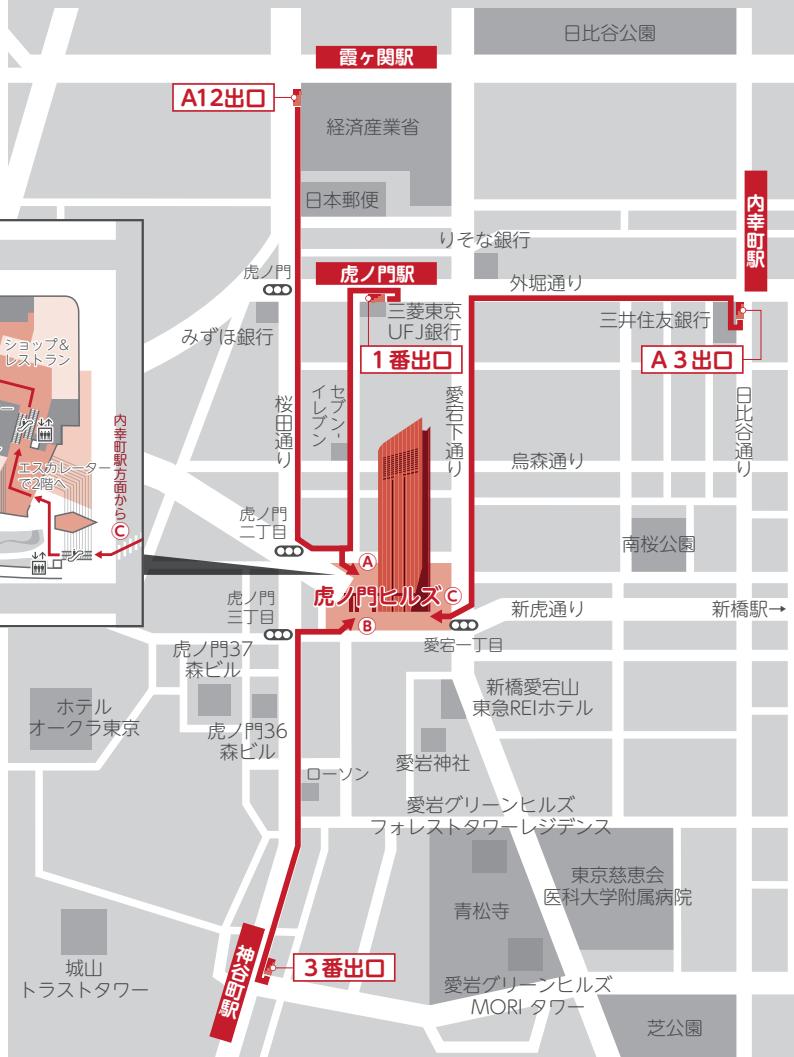
■ 虎ノ門ヒルズ2階拡大図



交通機関のご案内

- 東京メトロ 銀座線 「虎ノ門駅」
1番出口 徒歩約5分
- 東京メトロ 日比谷線 「神谷町駅」
3番出口 徒歩約6分
- 東京メトロ 千代田線 日比谷線 「霞ヶ関駅」
A12出口 徒歩約8分
- 都営地下鉄 三田線 「内幸町駅」
A3出口 徒歩約8分

※ 駐車場・駐輪場のご用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。